

問題 I

次の本文と、本文中の下線部（ア）～（エ）に関する設問を読み、（1）（2）～（23）（24）に入る最も適切な語句を下の語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。

大和王権の中軸となる国制は氏姓制度にあった。大王を頂点とする大和王権は、畿内地域に根拠地を持つ有力豪族を中心に構成されていた。各豪族は、それぞれの首長の下に、血縁関係を核としながらも 非血縁者を含む構成員を率いて 朝廷に奉仕する政治的な集団を形成していた。この集団の呼称には、その本拠地の地名に因るものと、遂行する職務の内容に基づくものとがあったが、これとは別に それぞれの家柄の尊卑に基づき大王から与えられる称号 もあり、首長間の階層化と秩序化に資した。だが、こうした氏姓制度は、公地公民を打ち出した大化の改新によって政治的機能を喪失する。さらに、氏や姓はその後豪族層のみならず、天皇と賤民を除く人々に与えられることになり、律令制下の身分制度に大きな意味を持った。家族構造の面では従来の慣習が参酌されつつも、唐制を基本的に模倣した律令の影響により、氏は次第に父系的な血族集団、出自集団としての自律的な性格を強めていった。

平安時代になると氏の代表者は（1）（2）と称されるようになり、その地位は一族の構成員中の最高官位者によって引き継がれるのが原則とされた。この地位の継承をめぐり、摂関家であった藤原氏北家内部では血族同士の争いが起きた。実頼の後、伊尹が摂政を継いだが、その死後、弟の（3）（4）と兼家とが関白の地位をめぐって争った。次いで兼家の後、その子である道隆と道兼の兄弟同士が争い、続いて道隆の子伊周と、道隆の弟（5）（6）とが争う事態に至った。当時、権勢を誇った藤原氏における（1）（2）の地位とは、摂政・関白の地位の継承であり、また莫大な荘園を相続し、さらに氏神である春日大社や氏寺の（7）（8）を管理する、一族支配の一切の権限を掌握するものであった。

古代以来数多く現れた氏の統合は平安時代に行われ、その末期には、「源、平、藤、（9）（10）」の四氏にまとめられた。これら各氏の中から家々が独立して、多くは土着地の地名に因んだ名字を有するようになるが、やがて分裂して本家、分家の関係が生じる。この本家と分家を血族集団として統括する単位を、武家社会においては（11）（12）と称した。律令制以来、財産相続は諸子分割相続を原則としていた。例えば『志賀文書』は、延応二年四月の日付を持つ相模国大友郷を本領とする御家人所領の相続証文を収めている。そこには、当時の（13）（14）の下、嫡男には本領を継がせ、庶子には新恩地である豊後国大野荘の地頭職等を与えていたが、この相続人の内には女子も含まれていた。貞永元年に制定された御成敗式目も、律令の趣旨とは異なるが、子のない女性が養子をとりその養子に所領を譲与することを武家社会の先例に基づき認める旨の規定を設けていた。このことは、戦闘争乱による男子の不慮の死が常に意識されていたとはいえ、女子の社会的身分の相対的な高さを象徴する。もっとも、鎌倉中期から後期にかけて、分割相続による所領の細分化・狭小化が進み、（11）（12）の勢力の弱体化が現実化するようになると、死後は（11）（12）に返還することを条件とする（15）（16）に限った女子への所領譲与が行われたが、やがて女子には譲与一般が禁止されるに至る。鎌倉末期には、庶子にもはや所領を譲らない相続の例が現れ、嫡男による単独相続が一般化してゆくことにより、（13）（14）は消滅していった。

設問

(ア) 大王家や豪族に隸属して生産に従事した労働集団のうち、とりわけ屯倉の耕作のために労働力を提供する者たちを何と呼ぶか。（17）（18）

(イ) 大和政権下、任那四県割譲問題をめぐって競合者が失脚したことにより、欽明朝期に大連を独占することになる人物は誰か。（19）（20）

(ウ) 律令国家による郷里制の下で、実際の生活単位である小家族に最も近い戸籍・計帳上の編成を何というか。

(21) (22)

(エ) この恩地は、東国御家人の勳功に対して与えられたものであり、鎌倉幕府の西国支配の伸張に伴うものであった。幕府によるこうした支配体制確立の直接的な契機となった事件について、その約120年後に「一往ノイハレバカリニテ追討セラレンハ、上ノ御トガトヤ申ベキ」と自著に記し、鎌倉幕府に一定の理解を示した人物は誰か。

(23) (24)

[語群]

01. 家子	02. 一期分	03. 一条兼良	04. 一門	05. 氏上
06. 氏長者	07. 氏人	08. 大伴金村	09. 臣	10. 兼実
11. 兼通	12. 元興寺	13. 紀	14. 北畠親房	15. 橘
16. 郡郷制	17. 郷戸	18. 興福寺	19. 戸口	20. 戸主制
21. 子代	22. 後醍醐天皇	23. 後村上天皇	24. 西大寺	25. 雜戸
26. 下地中分	27. 招婿婚	28. 惣領制	29. 蘇我稻目	30. 大安寺
31. 忠通	32. 田部	33. 知行制	34. 得宗	35. 舎人
36. 伴	37. 中臣鎌子	38. 名代	39. 陳忠	40. 教通
41. 保	42. 房戸	43. 法隆寺	44. 債禄制	45. 大夫
46. 道綱	47. 道長	48. 名主	49. 物部尾輿	50. 物部守屋
51. 護良親王	52. 師輔	53. 結	54. 嫁入婚	55. 賴忠
56. 賴通	57. 里	58. 郎党		

問題 II

次の本文と、本文中の下線部（ア）～（カ）に関する設問を読み、(25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) に入る最も適切な語句を下の語群より選び、その番号を解答用紙の所定の欄にマークしなさい。

天武天皇のもとで強化された国史編纂事業は、8世紀前半には『古事記』、『日本書紀』に結実し、その後ほぼ200年の間に、六国史と呼ばれる官撰国史が整うことになる。朝廷による国史編纂は、これを統治の規範および人倫の準拠として自らの政道の正統性を明らかにし、中央集権的な国家を安定的に存続させるためには不可欠の大事業であった。しかし、その官撰による修史事業も、901年に撰進した『(25) (26)』をもって途絶する。これは、『延喜式』^(ア)の編修や乾元大宝の铸造などと相まって、天皇親政による律令国家体制が整ったことの証であると同時に、時代が新たな転換期に向かい一つあることを示唆している。10世紀後半以降、藤原氏による摂関政治がその最盛期に差しかかると、貴族を担い手とする国風文化が花開いた。とりわけ万葉仮名から工夫発展した仮名文字の普及は、和歌や、^(イ)文学史上「物語」といわれるジャンルの興隆をもたらした。

平安後期に新たに登場した歴史物語は、史実を仮名文で物語風に叙述したもので、漢文史書とは異なる、文学的色合いの強いものと位置づけられている。その嚆矢とされるのは、これまでの正史と同じ編年体で書かれた『(27) (28)』である。歴史物語が登場した背景には、^(ア)六国史などの漢文による官撰修史編纂の中止と、仮名文による物語文学の隆盛があるのは明らかであろう。すなわち、歴史物語には、途切れた正史の後を引き継ごうとする一面と、史実に文学的な潤色をほどこして、そこに物語的な世界を構築しようとする意図の両面があり、いわば史書の系譜に物語的精神が混入したような様相がみられるということである。

一方、謀反や合戦を、従来の正史のように、断片的な記事として扱うのではなく、ひとつの独立した作品と成したもののが、軍記あるいは軍記物語である。その発生も歴史物語と時代をともにしているが、歴史物語が安定した貴族生活の諸事を描き出しているのに対して、軍記物語は、歴史的な合戦を、その当事者のみならず、それを取り巻く社会集団の行動をも含めて表現しており、すぐれて民衆的で叙事詩的な特徴を持っている。『將門記』はその先駆であり、平安時代末期には、前九年の役の顛末を叙した『陸奥話記』が成立する。その後、鎌倉時代前期に『平家物語』などが出てその成熟期をむかえ、^(エ)争乱の相次いだ南北朝時代から、室町時代にかけては多くの軍記物が書かれた。

鎌倉時代にはまた、『愚管抄』のような歴史哲学論ともいえる史論書が登場する。作者の慈円は、摂関家の出身で天台座主という頭職にあったが、^(オ)院政期末期の不穏な政治状況に対する強い危機感から、日本歴史の推移を「道理」をもつて深く認識しようとした。歴史物語が、盛時を懷古する傾向が強いのに対して、慈円は、眼前の政権移行を直視し、それに対処すべき道筋を見いだそうとしている。中世においては、公武が離反した鎌倉時代にも、また統一のはかられた室町時代にも、本格的な正史編纂は行われなかったが、鎌倉時代末期には、初の武家による修史として『(29) (30)』が編纂された。これは、源頼政の挙兵から六代将軍が廃されるまでの事跡を、日記のかたちで綴った和風漢文体の編年史である。

江戸時代には、身分上下の秩序を重んじる儒学が幕府によって重用される一方、^(カ)文献学的な古典研究を通じて、日本の古代精神を実証的に探求しようとする国学が起きた。幕府はまず、官学を司る林派の儒者たちに、長らく中断していた国史の編纂を命じた。神代から後陽成天皇に至る編年史『本朝通鑑』が成ったのは將軍家綱の世で、六国史以降ほぼ8世紀ぶりの大事業であった。諸藩でも、藩史などの修史事業が企てられたが、とりわけ、水戸光圀によって着手された『大日本史』は、その編纂規模の長大さや、資料踏査の周到さにおいて画期的なものであり、その記述全体は、儒教精神に基づく大義名分論で貫かれていた。長期にわたる編纂作業の間に、自ずと水戸学と呼ばれる学問が形成された結果、そこに横溢する尊王思想は、幕末期の尊王攘夷の指導的理念となって、明治維新の精神的支えとなった。

また、木門から出た新井白石は、古代史にも関心を寄せ、『古事記』、『日本書紀』などをもとに、神武以前の神代史を、「神とは人也」との見地に立って整理・再構成した『(31) (32)』を著し、古代神話の合理的な解釈を提示する一方、將軍家宣に、摂関政治から徳川幕府成立に至る政権推移の歴史を講じた。

明治時代に入ると、福沢諭吉や田口卯吉が、ギゾー、バッケルらのヨーロッパ文明史を引き合いに、これからは社会進

化の法則を認識し、為政者の歴史ではなく、日本国の文明文化の発展過程を叙述する歴史が書かれるべきだと説いた。一方明治政府は、『(25) (26)』以降途絶した官撰修史事業を、『大日本編年史』を編むことで再開を図ろうとしたが、ドイツの近代的実証史学の移入が進む中、ついにはこれを断念し、帝國大学内に史料編纂掛を設けて、もっぱら史料の収集・編修を行うこととした。日本における文献実証的な歴史学の黎明であった。しかしながら、こうした実証史学に強く反発する動きもあった。『(33) (34)』は、1891年に「神道は祭天の古俗」という論文を発表したことがきっかけとなって、一部の神道家から攻撃され、大学辞職を余儀なくされた。また、皇国史觀が猖獗を極めた昭和戦中期には、『神代史の研究』など、日本古代史研究で優れた業績をあげた『(35) (36)』の著作が発禁処分を受け、著者本人も起訴される事件も起きた。

設問

- (ア) 『(37) (38)』は、『(25) (26)』を編纂・撰進するとともに、醍醐天皇治下で左大臣を務め、『延喜式』の編修にも携わった。
- (イ) 同時代の著名な物語の中で、「物語の出で来はじめの親」と評された、平安時代初期に成立した伝説を題材とする物語は『(39) (40)』である。
- (ウ) その後朝廷は、『(25) (26)』に続く正史編纂を図ろうとしたが、奏進に至らなかった。また『(41) (42)』は、鳥羽法皇の命を受けて『本朝世紀』編纂に着手したが、完成を見ることなく、平治の乱で殺害された。
- (エ) 『(43) (44)』は、後鳥羽院の誕生から、鎌倉幕府が滅亡して後醍醐天皇が隠岐より還幸するまでを、公家の立場から記した歴史物語である。
- (オ) 源実朝暗殺後、血統の絶えた幕府は親王を将軍に戴こうとしたが、後鳥羽上皇はこれに反対した。幕府側は、『(45) (46)』を将軍として迎えることになるが、慈円はこうした上皇の政治姿勢を批判した。
- (カ) 元禄期に、『万葉集』の精緻な注釈本を出した『(47) (48)』は、古書をもって古書を証するという、文献学的な方法論を提示して国学の基礎を築いた。

[語群]

- | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|------------|--------------|
| 01. 吾妻鏡 | 02. 伊勢物語 | 03. 今鏡 | 04. 内村鑑三 | 05. 宇津保物語 |
| 06. 栄花物語 | 07. 大鏡 | 08. 落窪物語 | 09. 荷田春満 | 10. 賀茂真淵 |
| 11. 河合栄治郎 | 12. 北村季吟 | 13. 久米邦武 | 14. 契沖 | 15. 元亨釈書 |
| 16. 源氏物語 | 17. 古史成文 | 18. 古史徵 | 19. 古史通 | 20. 古史伝 |
| 21. 惟康親王 | 22. 重野安繹 | 23. 駿日本紀 | 24. 続日本紀 | 25. 続日本後紀 |
| 26. 白鳥庫吉 | 27. 神皇正統記 | 28. 菅原道真 | 29. 太平記 | 30. 滝川幸辰 |
| 31. 竹取物語 | 32. 津田左右吉 | 33. 讀史余論 | 34. 戸田茂睡 | 35. 内藤湖南 |
| 36. 難太平記 | 37. 日本紀略 | 38. 日本後紀 | 39. 日本三代実録 | 40. 日本文徳天皇実録 |
| 41. 梅松論 | 42. 百練抄 | 43. 藤原実頼 | 44. 藤原忠実 | 45. 藤原忠平 |
| 46. 藤原忠通 | 47. 藤原時平 | 48. 藤原信頼 | 49. 藤原通憲 | 50. 藤原基経 |
| 51. 藤原良房 | 52. 藤原頼嗣 | 53. 藤原頼経 | 54. 藤原頼長 | 55. 扶桑略記 |
| 56. 増鏡 | 57. 三上参次 | 58. 水鏡 | 59. 美濃部達吉 | 60. 宗尊親王 |
| 61. 宗良親王 | 62. 森戸辰男 | 63. 矢内原忠雄 | 64. 大和物語 | 65. 類聚国史 |

問題 III

次の文章を読み、文中の空欄 (49) (50) ~ (73) (74) に入る最も適切な語句を下の語群より選び、その番号を所定の解答欄にマークしなさい。

物資や情報が流通し、取引される場としての「市場」は、古来、人々の生活と密接なかかわりを持ってきた。農耕中心の生活から、市場を通じて商工業が発展し、今日の資本主義社会へと続く。そこには、豊かな暮らしを求めた人々によって、経済活動が多様化・複雑化する一方で、為政者たちが市場に目を向けた政策の重要性を認識し、実行してきた歴史を見ることができる。

市場は3世紀前半ごろすでに存在していたようである。当時の倭人社会を詳述した史料である『(49) (50)』の中に、「国々に市有り。有無を交易し、大倭をして之を監せしむ」という記述がある。時を下り、平城京には都の東西に市場が置かれ、市司が監視の任にあたり、各地から運ばれてきた貢納物が取引された。大陸に倣い銭貨が鋳造され、取引に使われはじめたが、物々交換の習慣が根強い地方では流通しなかった。幾度かの遷都を経て平安京に落ち着くと、ここでも都の東西に市場が置かれた。

鎌倉幕府が成立し、武家による統治が行われる一方、農業技術の進歩で生活に余裕が生まれた農村地域では、多様な農産品を使った手工業が盛んになった。荘園や寺社、交通の要地には、定期市が立った。『(51) (52)』に描かれた備前国福岡の市の様子から、当時の賑わいを窺い知ることができる。商品の保管や運送を請け負い、取引を仲介する(53) (54) が現れ、遠隔地間の商品流通に活躍した。このころは貨幣経済が浸透し、大陸から大量に輸入された銭貨が取引に使われた。都市に集まった商工業者は座を結成し、荘園領主を(55) (56) と仰いでその保護を受け、座役を負担する代償として、閑錢の免除や商品の製造・販売の独占権を認められた。

庶民の経済活動は、室町時代に入ってさらに発展した。地方の各所に定期市が立ち、京の米市や淀の魚市のように、特定の商品を専門に扱う市場もあった。(53) (54) はやがて卸売商に専業化し、(57) (58) となった。座も畿内を中心に増え、活動の範囲を広げていった。たとえば、石清水八幡宮を(55) (56) とする大山崎油座は、畿内とその周辺で荏胡麻油の販売を独占した。しかし、応仁の乱以後、荘園領主の没落が顕著となり、座に対する保護が薄れると、既存の座に属さない新興商人が現れるようになった。各地の戦国大名は楽市令を発して、座の特権を排除し、自領内の経済力を高めていった。

江戸時代になると、水陸の交通網が拡がり、全国規模の商品流通が可能となった。諸藩の蔵屋敷が立ち並ぶ大坂には年貢米や特産物である蔵物が集まり、その他の農産品や手工業製品は(57) (58) を通じて流通した。(57) (58) は仲間を結成し、営業の独占を図った。当初はこれを認めなかった幕府も、(59) (60) が將軍職に就くと、円滑な商品流通と物価調整の機能を期待し、はじめて公認するようになった。幕府は上納金を受け取り、仲間は(61) (62) と呼ばれる営業の独占権を得た。(57) (58) の中には、三都のほか全国各地の城下町に店を構え、両替商を兼ねるなど金融業にも進出し、手広く商売をする者も現れた。手工業製品を生産する農家に(57) (58) が資金や原料を前貸しするところもあり、それは次第に、特定の作業場に労働力を集め、賃金と引き換えに生産に従事させる形態へと発展した。こうした資本主義の潮流は、幕府や特に西南の諸藩にも及び、幕末期には西洋の技術指導を受けた洋式工場が各地で建設された。

明治維新の中で政府は、それまでの封建的な制度を見直すとともに、幕府や諸藩が經營していた鉱山や炭鉱、製鉄所などを官収したほか、外国人技師を招いて官営工場を創設した。岩倉遣外使節の副使として、欧米の近代化を目の当たりにした(63) (64) は、「政府高官の誘導奨励」による殖産興業政策の必要性を説いた。だが、国が先導する殖産興業政策には多額の資金を要したことも事実で、西南戦争に代表される不平士族の反乱鎮圧のための莫大な出費と相まつ

て、財政再建が急務となった。政府はその一環として官業払下げを実施し、このとき三池炭鉱を獲得した三井や、

(65) (66) 造船所を獲得した三菱などのいわゆる政商が、財閥へと成長していった。

その後、戦争、震災などが原因の慢性的な不況が続いた。それは人々の生活に多大な影響を与えたが、この間も財閥は、傘下の銀行を中心とする資本力にものをいわせ、肥大化していった。世界恐慌の煽りを受けた不況のなか、時の浜口雄幸内閣は (67) (68) を制定し、企業連合の結成を促して産業の整理・合理化を進めたが、かえって財閥による経済支配を強める結果ともなった。一方、満州事変の前後から強くなった軍部の影響力に呼応して、軍事需要の増加が顕著となる中で、機械・化学工業の分野で新興財閥が現れはじめた。 (69) (70) の率いる日産が満州に進出するなど、新興財閥は軍部と結び付きを強くし、急成長していった。

太平洋戦争が終わると、財閥を軍国主義の経済的基盤と目したGHQは、その解体を命じた。1946年8月に発足した (71) (72) によって、旧財閥や新興財閥の解体は進められた。そして、「公正且つ自由な競争」の促進を目的に掲げた (73) (74) が翌年4月に公布され、日本経済に新たな道が示されたのであった。

〔語群〕

- | | | | |
|----------------|----------------|-----------------|---------------|
| 01. 鮎川義介 | 02. 石川島 | 03. 板垣退助 | 04. 一遍上人絵伝 |
| 05. 井上馨 | 06. 運脚 | 07. 運上 | 08. 大久保利通 |
| 09. 大河内正敏 | 10. 捷 | 11. 小野浜 | 12. 海道記 |
| 13. 頭 | 14. 春日権現験記 | 15. 過度経済力集中排除法 | 16. 株 |
| 17. 漢書 | 18. 企業合理化促進法 | 19. 極東委員会 | 20. 経済企画庁 |
| 21. 経済審議庁 | 22. 公正取引委員会 | 23. 小売 | 24. 後漢書 |
| 25. 後藤象二郎 | 26. 財閥同族支配力排除法 | 27. 産業活力再生特別措置法 | 28. 三国志 |
| 29. 渋沢栄一 | 30. 重要産業団体令 | 31. 重要産業統制法 | 32. 重要物産同業組合法 |
| 33. 重要輸出品工業組合法 | 34. 守護 | 35. 隋書 | 36. 関所 |
| 37. 専売 | 38. 宋書 | 39. 副島種臣 | 40. 問丸 |
| 41. 問屋 | 42. 東関紀行 | 43. 徳 | 44. 徳川家重 |
| 45. 徳川家継 | 46. 徳川家斉 | 47. 徳川家治 | 48. 徳川家慶 |
| 49. 徳川吉宗 | 50. 独占禁止法 | 51. 長崎 | 52. 中島知久平 |
| 53. 中野友礼 | 54. 年中行事絵巻 | 55. 野口遵 | 56. 兵庫 |
| 57. 藤永田 | 58. 不正競争防止法 | 59. 振壳 | 60. 法然上人絵伝 |
| 61. 本山 | 62. 本所 | 63. 牧野伸顕 | 64. 寅加 |
| 65. 免 | 66. 持株会社整理委員会 | 67. 森矗昶 | 68. 横須賀 |
| 69. 臨時資金調整法 | 70. 連雀商人 | | |

問題 IV

次の〔1〕～〔4〕までの文章は、いずれも、ある人物の自伝から抜粋したものである（問題作成のため、原文は大幅に改めてある）。下線部（ア）～（ウ）に関する設問も読み、文中の空欄 (75) (76) ～ (99) (100) に入る最も適切な語句を下の語群より選び、その番号を所定の欄にマークしなさい。なお、○ ○ は、問題作成上、敢えて伏せ字にしたものであり、同じ言葉が入る。

〔1〕 我が十七歳の時なりき。本藩の兵、(75) (76) に於て戦へり。これを俗に (75) (76) の攘夷といふ。翌年、我は諸友と謀り、攘夷の為めに (75) (76) に至り、足軽隊二番小隊の小隊長となりて、暫く該地に駐屯したりき。

〔2〕 伯林を発して帰朝の途に上れり。我が東京に着せし当時は、恰も征韓論の盛んなりし時にて、政府も為に動搖することなき能はず、容易ならざる形勢なりき。翌年、我は、再び (77) (78) に奉職することとなり、当時の (77) (78) 輿たる (79) (80) 参議を訪問し、(81) (82) を発布せられし事は、我が将来の (77) (78) の為に大いに喜ぶところなりといふと、(77) (78) 輿曰く、(81) (82) の発布を以て (77) (78) の基礎を定むるといひしは、子一人のみ、と。血税といふ語よりして大に穩かならざりしが、其穩かならざるにも拘はらず、これを実施して、屈せざりしは、(77) (78) 輡が確然不動の決心に由れり。

〔3〕 (79) (80) 侯は愈々内閣組織の大命を奉じて、如何なる決心を以てせしや。兎に角政党を基礎とした内閣の後を承けて、身に一人の味方と侍む者もあらざれども、(83) (84) は、大に政府の政策を賛成せり。尚茲に一言せざるべからざることあり。星亭といふ人は積極的の人物なりしが、(83) (84) が (79) (80) 内閣を扶けたるに就ては、最も与りて力ありし人なり。

〔4〕 ○ ○ に団匪の起りたるあり。彼等は排外思想を有し、その亂猖獗の模様ありて、各国公使は自衛の策として、各々その自国の護衛兵を誘致する手段を取り。六月下旬に至りて、列国は砲撃し、初めて ○ ○ と開戦せり。

この (85) (86) が一段落を告げ、(79) (80) 首相は断然辞職の意を漏せり。その理由は即ち (87) (88) 侯の大政党を率いて立つ已上は、侯自ら政府に立ち、内外の衝に当るは適當なりとす。他方、(89) (90) は、(85) (86) の際、此れを利用して前に計画せる (91) (92) 鉄道を延長したり。即ちハルビンより分岐して (93) (94) に鉄道を布設したり。彼一度 (91) (92) 鉄道を (93) (94) に延長せんとせば、國家の生存上独立を持ち得ざること、論者を待たずして明かなり。予は最初より (89) (90) と戦はざるを得ざるを決心し居れり。
(ウ)

設問

(ア) この自伝の著者である (95) (96) の欧洲留学は、普仏戦争の実況視察のため政府より派遣されることになった (97) (98) と品川弥二郎に交渉し、彼らに同行することにより可能となつた。

(イ) (95) (96) は、(79) (80) の庇護を受け、(77) (78) の制度改革に尽力し頭角を現わし、この (79) (80) 内閣の前後を通じ、(77) (78) 省の最高責任者の座にあった。また、

この (79) (80) 内閣の下では、官僚の任用規定の大幅な改正が行われ、それまで認められていた自由任用に大幅な制限が加えられた。この制限規定が一部緩和されるのは、(99) (100) が政権の座にある時である。

(ウ) この戦いが実際に行われる中、満州軍総司令官に任命されたのは (97) (98) であり、(99) (100) も閣僚の一員として活躍した。

[語群]

- | | | | | |
|-----------|------------|-----------|--------------|-----------|
| 01. 安奉 | 02. 伊藤博文 | 03. 浦賀 | 04. ウラジオストック | 05. 英国 |
| 06. 袁世凱 | 07. 奥州 | 08. 大隈重信 | 09. 大蔵 | 10. 大津 |
| 11. 大山巖 | 12. 岡田啓介 | 13. 海軍 | 14. 桂太郎 | 15. 加藤友三郎 |
| 16. 漢城 | 17. 吉林 | 18. 清浦奎吾 | 19. 黒田清隆 | 20. 憲政会 |
| 21. 憲政党 | 22. 憲政本党 | 23. 甲申事変 | 24. 国民協会 | 25. 戸籍法 |
| 26. 児玉源太郎 | 27. 小村寿太郎 | 28. 西園寺公望 | 29. 西郷従道 | 30. 斎藤実 |
| 31. 薩摩 | 32. 山東 | 33. シベリア | 34. シベリア出兵 | 35. 司法 |
| 36. 自由党 | 37. 新貨条例 | 38. 清國 | 39. 進歩党 | 40. 政友会 |
| 41. 大院君 | 42. 太平天国の乱 | 43. 高橋是清 | 44. 宝島 | 45. 田中義一 |
| 46. 治罪法 | 47. 地租改正条例 | 48. 地方税規則 | 49. 徵兵令 | 50. 青島 |
| 51. 寺内正毅 | 52. 天津 | 53. 独逸 | 54. 東学党の乱 | 55. 東郷平八郎 |
| 56. 東清 | 57. 鳥羽・伏見 | 58. 内務 | 59. 生麦 | 60. 乃木希典 |
| 61. 馬閥 | 62. 原敬 | 63. 兵部 | 64. 閔妃殺害事件 | 65. 釜山 |
| 66. 仏國 | 67. 米国 | 68. 北清事変 | 69. 松方正義 | 70. 民部 |
| 71. 山県有朋 | 72. 山本権兵衛 | 73. 米内光政 | 74. 陸軍 | 75. 李鴻章 |
| 76. 旅順 | 77. 露国 | | | |